

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東近江市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

滋賀県東近江市長

## 公表日

令和5年4月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法に準じて、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ① 生活保護法の規定を準用して行う保護の実施に関する事務 ② 保護の開始もしくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③ 職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④ 保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑥ 就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦ 保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧ 徴収金の徴収に関する事務
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項 2. 東近江市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠:本事業においては特定個人情報の情報提供は行わない。 2 情報照会の根拠:番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東近江市総務部総務課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東近江市福祉部生活福祉課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	部署	健康福祉部 社会福祉課	健康福祉部 生活福祉課	事後	
平成29年4月1日	所属長	溝上 明	大野 豊	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目 計数の時点	平成28年9月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	連絡先	東近江市健康福祉部社会福祉課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番 大野 豊	東近江市健康福祉部生活福祉課 〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番 課長	事後	
平成30年4月1日	所属長の役職			事後	
平成30年4月1日	しきい値判断項目 計数の時点	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月3日	Ⅱ-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅱ-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点更新(係数に変更なし)
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	-	項目追加	事後	国様式の変更による
令和1年6月24日	Ⅰ-1-③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	システム名称追加
令和2年1月29日	Ⅱ-1対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和2年1月29日	Ⅱ-2対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	
令和4年3月1日	4 情報提供ネットワークによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	誤記
令和4年3月1日	4 情報提供ネットワークによる情報連携②法令上の根拠	-	1 情報提供の根拠:本事業においては特定個人情報への情報提供は行わない。 2 情報照会の根拠:番号法第19条第9号	事後	
令和5年4月3日	Ⅰ関連情報 5評価実施機関における担当部署	健康福祉部 生活福祉課	福祉部 生活福祉課	事後	
令和5年4月3日	Ⅰ関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東近江市健康福祉部生活福祉課	東近江市福祉部生活福祉課	事後	